

## 平成23年4月から

# コンビニエンスストアで町税等を納付することができます！

平成23年4月から、町税等が全国のコンビニエンスストア(以下「コンビニ」)でも納付できるようになります。コンビニでの納付は、休日や夜間を問わずいつでも納付でき、手数料はかかりません。

### コンビニで納付できる税金等

①個人町県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料 ⑥介護保険料

### 利用できるコンビニ

(50音順)

エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン  
※その他MMKが設置されているコンビニや売店等でもご利用になれます。

### 納税(納入)通知書・納付書の様式が変更になります

コンビニ納付に対応した新しい納付書は、形状等がこれまでと変わります。

○バーコードが印字された納付書になります。

○これまで1冊に綴られていた納税(納入)通知書の納付書部分が、期別ごとの1枚ずつの単票となります。紛失しないようご注意ください。

○領収書部分が納付書部分と一体となります。領収書部分は今までより小さい形状になりますので、コンビニから発行されたレシートと併せて大切に保管してください。

### 次のような納付書はコンビニでの納付ができませんので、これまでどおりの納付場所をご利用ください

- コンビニ納付用バーコードが印刷されていない納付書  
(1枚あたりの納付金額が30万円を超えた納付書、固定資産税の前納報奨金が明記してある全期前納用の納付書、平成22年度以前に発行された納付書など)
- 納付金額を訂正した納付書
- 納期限を過ぎた納付書
- 破損・汚損などでバーコードが読み取れない納付書

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111(内線122)

## 平成23年3月末で納税組合は廃止となります

昨年7月に納税協力員を対象に実施した「納税組合に関するアンケート」をもとに納税組合のあり方について検討した結果、口座振替制度の定着、組合数の減少や自主納付の増加に加え、個人のプライバシー保護が強く求められていることなどから、平成23年3月末に納税組合は廃止することになりました。

今後、納税通知書は町から直接各納税者へ送付されます。

納税は、送付された納付書を持って以下の納付場所で納付するか、または口座振替をご利用ください。

○城里町役場(本庁舎・桂支所・七会支所)

○金融機関(常陽銀行・筑波銀行・JA水戸・中央労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局)

○全国のコンビニエンスストア

※納税組合員の皆さんには、長い間御協力いただきありがとうございました。

問合せ 税務課 ☎029 - 288 - 3111(内線124)

### ●税務課土曜窓口業務休止のお知らせ●

住民税の申告相談期間のため、下記の期日は土曜日午前中(8時30分～正午)の税務課窓口業務が休止となります。ご不便をおかけしますがよろしくお願いいたします。(※町民課窓口業務は通常どおり行います。)

期日 2月1日から3月31日までの期間中の土曜日

問合せ 税務課 ☎029 - 288 - 3111(内線120)

# ❖❖ 税金等の納付は便利な口座振替をご利用ください ❖❖

## ◆ 口座振替のできる税目等

<b>税 務 課</b> ■ 町県民税 ■ 固定資産税 ■ 軽自動車税	<b>保 険 課</b> ■ 国民健康保険税 ■ 後期高齢者医療保険料 ■ 介護保険料	<b>健康福祉課</b> ■ 保育園保育料
<b>下 水 道 課</b> ■ 農業集落排水施設使用料 ■ 公共下水道受益者負担金(桂処理区のみ) ■ 公共下水道使用料 ■ 地域下水道使用料		<b>都市建設課</b> ■ 町営住宅使用料
		<b>水 道 課</b> ■ 水道使用料

## ◆ 取扱金融機関

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・JA水戸 ・JA茨城中央(下水道課の料金等は取り扱いしていません。)
- ・中央労働金庫(ろうきん) ・ゆうちょ銀行

## ◆ 手続きに必要なもの

- ①引き落としをする口座の通帳 ②通帳の届出印 ③引き落としをする税金・料金の納付書

## ◆ 手続きができる場所

- ・役場の各担当課 ・桂支所 ・七会支所 ・町内の取扱金融機関の窓口

※ゆうちょ銀行の口座から引き落としをする場合は、町内郵便局の窓口で手続きをしてください。

## ◆ 口座振替の注意点

- ・口座からの引き落としは、原則として申し込みをした月の翌々月分からとなります。
  - ・引き落としをした年度の翌年度の4月中旬に1年分をまとめて記載した口座振替領収済通知書を送付します。  
(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)
- ※ただし、軽自動車税継続検査用(車検用)の口座振替領収済通知書については、振替確認後に送付します。(6月中旬予定)

問合せ 税務課 ☎029 - 288 - 3111(内線124)

## 町税・国保税は期限内に納めましょう

### 税は私たちの暮らしを支えています

町税(住民税、固定資産税、軽自動車税)は、福祉や教育、消防・救急、ごみ処理などの行政サービスを行うための貴重な自主財源です。また、国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費として使われる大切な財源です。

町税等は、定められた納期限までに納税者の方が自主的に納めていただくものです。まだ納税がお済みでない方は、期限内に納めた方との公平性を失うこととなりますので、至急納税してください。

### 税を納めないと・・・

納税者が納期限までに納税しない状態を「滞納」といいます。滞納した場合、本来納めるべき税金のほか督促手数料(100円)と延滞金(年率14.6%)が加算されます。また、滞納したまま放置しておくことで差押え等の滞納処分を受けることになり、社会的信用を失うなど不利益を受けることとなります。

### 放置しないで早めに相談を!

やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めにご相談ください。また、納付書を紛失してしまった場合はご連絡ください。

滞納は町にとっても、町税等徴収のために貴重な財源を費やすこととなりますので、期限内納税にご協力をお願いします。

相談窓口・問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111(内線121、122)

差押実績(件)

区 分	H21年度	H22年 4~12月
預貯金	28	52
不動産	33	9
生命保険	25	26
合 計	86	87

不動産公売実績

実施日	件数	地目	売却価格
H22.10.13	1	田	500,000円
H22.12. 2	1	田	390,000円